

## 夜勤要員数の確保

札幌医科大学附属病院 工藤 美幸

### 【概要】

院内保育所が 24 時間保育体制をとることで夜勤のできる環境を整え、育児中の職員の中から夜勤要員を増やす。必要な夜勤要員数を確保するために新採用職員の人数算定法を従来の人工計算から夜勤要員を基準とした計算方法に変更する。

### 【背景】

看護師の夜勤について日本看護協会は「夜勤・交替制勤務に関するガイドライン」で夜勤回数について「3交代制勤務は月8回」を基準として述べている。当院の平成25年度の部署別月平均夜勤時間は以下の通りであり、いずれも月8回（64時間）を大きく超過している。

病床区分	月平均夜勤時間	夜勤要員数
一般病棟	68.25	398
神経精神科病棟	70.68	20.6
小児科病棟	71.83	22.6
集中治療部	84.31	17.1
救命救急入院料1	79.25	17.4
救命救急入院料4	71.87	19.4
NICU	104.08	9.1
GCU	123.35	3.5

一般病棟、神経精神科病棟、小児病棟は診療報酬の縛りがあり、かろうじて72時間以下を保っているが、他の病床区分ではいずれも夜勤時間が超過しており、特に、産科領域の夜勤時間は労務管理上も早急に改善が必要な案件である。私は総務担当の副部長として、夜勤要員数の確保に取り組んだ。

平均夜勤時間数が増加している要因として育児支援制度利用者が増加し、夜勤免除の職員が増加していることが考えられる。育児支援制度利用者は平成20年度には15名であったが、

平成25年度には54名と、3.6倍に増加している。H26年9月時点では育児休暇36名、育児部分休業等32名、合計68名と、昨年度よりさらに増加している。現在育児支援を受けている職員68名中、夜勤をしているのは3名である。

正職員定数補充の算出法は『定数－（現員数＋3月退職者数＋途中退職者等の3年間平均）』から算出しており、現員数には育児支援制度を利用している者が人工で含まれている。つまり、夜勤要員を基準とした計算になっていない。3交代勤務を行っている職場であるので、正職員の定数は基本的に夜勤要員を想定している。近年の夜勤免除者の増加を考慮せず、旧態依然の定数補充の算出方法であるため、夜勤要員の減少を招いている。

育児中の職員が夜勤をしていない理由の多くは「夜に子供をみてくれる人がいない」であった。当院には敷地内に院内保育所が設置されており、育児中の看護職員60名が利用しているが、院内保育所には24時間保育がなく夜勤のできる環境が整っていない。

平成29年度の病院新棟建築に先立ち、院内保育所の新築が決定し、平成26年12月に完成の見込みである。新築を機に24時間保育、病児保育等の保育所サービスを充実させる旨、理事長の意向としてあり、大きなチャンスである。この機会に看護職員の保育所に関するニーズを調査し、育児中の看護職員の中から夜勤要員の確保が可能か検討した。

保育に関する看護職員の意識調査では育児をしていない職員は24時間保育を要望する者が8割近く

いるが、育児をしている者は3割弱しか希望していないことが分かった。それでも現在育児部分休業制度を利用している職員32名中3割が夜勤要員になるとしたら約10名夜勤要員を確保できる。

## 【実践計画】

### 1. 課題解決に向けた実践計画の目標

- ①算出方法が変わり、従来方法より26名増の87名の新採用職員を採用できる。
- ②24時間保育の導入により育児中の職員68名から新たに10名の夜勤要員が増える。

### 2. 方法・スケジュール

#### ①採用人数の決定について

平成26年9月 以下について総務課人事係に説明

- ・ 部署別月平均夜勤時間のデータを提示
- ・ 部署別夜勤要員数と現夜勤要員数の差を提示
- ・ 現算出方法と必要夜勤要員数からの算出法の違いについて  
64時間平均にするための必要夜勤要員数は現要員数より36名増となる。24時間保育が導入されれば見込める夜勤要員数増を盛り込んで26名増（87名採用）で要求する。
- ・ 夜勤要員を必要数増員できれば、現在病棟に配置している夜勤免除の正職員を外来に回せる。外来に雇用している臨時職員16.8人工分を雇用しなくて済む。  
つまり、概算で4,065万円（夜勤要員約8名分）を夜勤要員の人件費に回せる。
- ・ 組合からも働きかけてもらえるよう根回しする。  
平成26年9月～10月 組合代表者に説明する。  
組合代表者に上記説明し、人事係への働きかけを要請する。

#### ②24時間保育の導入について

- ・ 保育に関する意識調査の実施 平成26年4月実施済み
- ・ 保育所運営協議会を開催 平成26年6月実施済み  
24時間保育の運用について協議 平成26年10月  
運用について育児支援制度利用者の要望を聞き取り調査 平成26年10月～12月
- ・ 24時間保育導入時の夜勤を強制しない職場風土作り  
看護師長への説明会 平成27年3月  
育児支援制度利用者への個別説明 平成27年1月～
- ・ 育児休業者を対象に復帰支援プログラムをキャリア支援センターとともに企画する。  
育児休暇や部分休業を利用しながら働いている職員との懇親会。 平成26年11月、平成27年2月
- ・ 復帰支援研修 平成26年12月～  
電子カルテトレーニング、看護技術トレーニング、救急蘇生法トレーニングなどが希望に応じて受けられる機会を準備する。
- ・ 24時間保育導入をアピールし、在野の看護師を夜勤要員として発掘する。  
平成27年1月～合同就職説明会等で説明する。

### 3. 計画実施に当たって必要となる倫理的配慮

夜勤を強制されないこと

#### 【結果】

- ・平成 27 年 4 月から 24 時間保育・病児保育の実施が決定した。  
夜間保育料は日中保育料の振替とみなし、新たな徴収をしない運用を獲得できた。  
夜間保育の実施日、病児保育の条件等を父母会の意見を取り入れて決定した。
- ・育児休業者への復帰支援  
ママフレンズ（交流会）の実施 平成 26 年 11 月、平成 27 年 2 月 9 日  
看護部だより の発行 平成 27 年 1 月、2 月
- ・平成 27 年度新規採用職員数は 89 名確保できた。しかし、算定方法は変更になっていないため、今後も働きかけを行ってゆく。

#### 【評価及び今後の課題】

24 時間保育、病児保育は実現し、体制としては整った。しかし、これらを利用し、夜勤要員が増えるかは今後の評価となる。夜間保育料を新たに徴収しない運用を適応できたことは利用者増へつながると思われる。夜勤を強制しない職場風土を作れるよう看護師長はじめ職員への説明をしてゆく。今後は利用者の満足度を調査し、実施曜日、運用法など見直しをしてゆく。

今後の課題：院外保育所利用者の夜間保育利用の検討。

学童夜間保育の導入。